

平成30年11月21日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

自 1 8 月 1 1 日 起 至 1 8 月 1 1 日 止

東 湖 湖 邊 金 魚 池 遊 覽 票 價 表

東 湖 湖 邊 金 魚 池 遊 覽 票 價 表

議案

番号	件名	主管課
1	平成30年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての意見の申出について	教育政策課
2	損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について	教育政策課
3	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教職課

議案第1号

平成30年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成30年（2018年）11月21日

山口県教育委員会

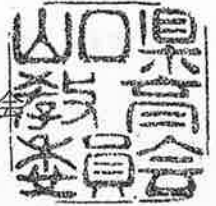
教育長 浅原 司

平 3 0 教 政 第 7 6 5 号

平成30年(2018年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成30年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

平成30年11月19日付け平30財政第87号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成30年度山口県一般会計補正予算 (第5号)
- 2 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について



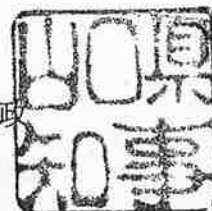
平 3 0 財 政 第 8 7 号

平成30年(2018年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成30年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

平成30年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成30年度山口県一般会計補正予算（第5号）
- 2 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

平成30年度山口県一般会計補正予算（第5号）

教育委員会

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	132,737,823	137,900		111,000		26,900	132,875,723
項) 高等学校費	25,956,678	137,900		111,000		26,900	26,094,578
目) 学校建設費	1,681,903	137,900		111,000		26,900	1,819,803
事項) 施設改造費	127,010	137,900		111,000		26,900	264,910
教育委員会合計	132,797,823	137,900		111,000		26,900	132,935,723

平成 30 年 11 月補正予算（案）の概要

教育委員会

■県立高等学校空調設備緊急整備事業

《趣旨》

今夏の猛暑を踏まえ、県立高等学校の普通教室に空調設備を整備することにより、生徒の安全と健康を守り学習環境の向上を図る。

《事業の概要》

来夏の供用開始に向けて、未整備の普通教室（16校190教室）に空調設備を設置する。

《予算措置》

【歳出予算】

(単位 千円)

事項名(事業名)	現計 予算額	補正額	補正額の財源内訳		補正後 の額
			地方債	一般財源	
施設改造費 (県立高等学校 空調設備緊急 整備事業)	127,010	137,900	111,000	26,900	264,910

【債務負担行為】

事項	期間	限度額
県立高等学校空調設備緊急整備事業の 年度を越える工事を一括契約すること。 (柳井商工高校ほか15校)	平成30年度から 平成31年度まで	347,015千円

議案第2号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成30年（2018年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 0 教 政 第 7 6 5 号

平成30年(2018年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成30年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

平成30年11月19日付け平30財政第87号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成30年度山口県一般会計補正予算 (第5号)
- 2 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について



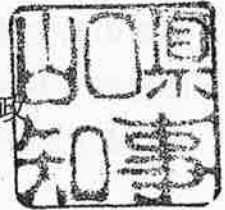
平 3 0 財 政 第 8 7 号

平成30年(2018年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成30年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

平成30年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成30年度山口県一般会計補正予算（第5号）
- 2 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第2号参考資料

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について

1 事故の発生日時

平成30年4月9日（月）午後2時30分頃

2 事故の発生場所

防府市中央町地内

山口県立防府商工高等学校敷地内

3 損害賠償の相手方

防府市大字新田1619番地の1 國本 典敏

4 事故の概要

山口県立防府商工高等学校敷地内において発生した同高等学校の防球ネットが倒れて
駐車中の自動車に当たったため同自動車が損傷した事故

5 損害の程度

人身の損害 なし

物件の損害 車両損傷

6 損害賠償の額

金356,303円

内訳

車両修理費356,303円

7 専決処分年月日

平成30年11月16日

議案第3号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に定める。

平成30年(2018年)11月21日

山口県教育委員会

別記第二号様式中

総合的な学習の時間

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

総合的な学習の時間
総合的な探究の時間

総合的な学習の時間	総合的な探究の時間																			
-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に

改め、同様式の注4を削る。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十一条第七項、第十五条第二項及び別記第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

1. 在下列各数中，找出所有质数，并圈出来。
 2. 在下列各数中，找出所有合数，并圈出来。
 3. 在下列各数中，找出所有偶数，并圈出来。
 4. 在下列各数中，找出所有奇数，并圈出来。
 5. 在下列各数中，找出所有能被2整除的数，并圈出来。
 6. 在下列各数中，找出所有能被3整除的数，并圈出来。
 7. 在下列各数中，找出所有能被5整除的数，并圈出来。
 8. 在下列各数中，找出所有能被10整除的数，并圈出来。

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

山口県立高等学校等の管理に関する規則

新旧対照表

改正案	現行
<p>(入学、転学等)</p> <p>第十九条 高等学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部の入学(省令第四百四条第三項(省令第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける入学を除く。)</p> <p>又は編入学は、学年の始めにおいて許可する。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、編入学を許可することができる。</p> <p>2 校長は、入学、編入学又は転学の許可をしたときは、十日以内に、当該許可を受けた者から、保護者連署の誓約書を住民票の写しを添えて提出させなければならない。</p> <p>3 前項の保護者に関して必要な事項は、学則で定める。</p> <p>(休学、退学)</p> <p>第二十条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者連署の休学願又は退学願を提出させ、理由を聴かなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(入学、転学等)</p> <p>第十九条 高等学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部の入学(省令第四百四条第三項(省令第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける入学を除く。)</p> <p>又は編入学は、学年の始めにおいて許可する。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、編入学を許可することができる。</p> <p>2 校長は、入学、編入学又は転学の許可をしたときは、十日以内に、当該許可を受けた者から、保護者及び保証人連署の誓約書を住民票の写しを添えて提出させなければならない。</p> <p>3 前項の保護者及び保証人に関して必要な事項は、学則で定める。</p> <p>(休学、退学)</p> <p>第二十条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由をきかなければならない。</p> <p>(以下略)</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>(事務長) 第十五条 学校(併設型中学校を除く。)に、事務長を置く。 2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。 第十五条の二から十八条まで (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>(事務長) 第十五条 学校(併設型中学校を除く。)に、事務長を置く。 2 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。 第十五条の二から十八条まで (略)</p>

山口県立高等学校等の管理に関する規則 新旧対照表

改正案

○山口県立高等学校等の管理に関する規則

昭和三十二年三月八日
山口県教育委員会規則第二号

第一条から第十条まで

(略)

(職員)

第十一条

第一項から第六項まで

(略)

7 事務職員は、事務をつかさどる。

第八項から第十五項まで

(略)

第十二条から十四条まで

(略)

現行

第一条から第十条まで

(略)

(職員)

第十一条

第一項から第六項まで

(略)

7 事務職員は、事務に従事する。

第八項から第十五項まで

(略)

第十二条から十四条まで

(略)

改 正 案

別記

第1号様式（第5条関係）（平15教委規用10・全改、平25教委規則7・一部改正）

教 育 課 程 編 成 届

年 月 日

山口県教育委員会 様

学校長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したいので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

教育課程編成上の基本事項	本校又は分校の別		全日制、定時制又は通信制の別	学 科	生 徒 数			
	分校の名前				男	女	計	
学年	1	2	3	4	科目別 単位数		教科別 単位数	
類型	男 女	男 女	男 女	男 女	計			
学級数	男 女	男 女	男 女	男 女	計		計	
教科・科目等	男 女	男 女	男 女	男 女	計		計	
学に通ずる各科目								
として専門科に属する各科目								
総合的な学習の時間								
総合的な探究の時間								
単 位 数 合 計								
特 別 活 動	ホームルームの週 時 数							
	指導計画の要	ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事						
	学校行事 (主要行事名及び実施予定月日)	儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事			旅行・集団宿泊の行事 勤労生産・奉仕的行事			

- 注 1 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。
- 2 新入学生徒教育課程（別紙）を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

現 行

別記

第1号様式（第5条関係）（平15教委規則10・全改、平25教委規則7・一部改正）

教 育 課 程 編 成 届

年 月 日

山口県教育委員会 様

学校長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したいので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

教育課程編成上の基本的事項	本校又は分校の別		全日制、定時制又は通信制の別	学 科				生 徒 数			
	分校の名称							男	女	計	
教科・科目等	学年	1	2	3	4			科目別 単位数 計	教科別 単位数 計		
	類型	男 女	男 女	男 女	男 女						
	学級数	男 女	男 女	男 女	男 女						
総合的な学習の時間											
単 位 数 合 計											
特別活動	ホームルームの週・時数										
	指導計画の要		ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事								
学校行事 (主要行事名及び実施予定月日)		儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事				旅行・集団宿泊の行事 勤労生産・奉仕的行事					

注 1 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。

2 新入学生徒教育課程（別紙）を添付すること。

3 この様式は、2部提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

新旧対照表

改 正 案

別紙

新 入 学 生 徒 教 育 課 程

年 度

学 校 名

教育課程編成上の基本的事項	実校又は分校の別	全日制、定時制又は通信制の別	学 科	生 徒 数		
	分校の名称			男	女	計

教科・科目等	類 型	学 年	学 級 数	1					2					3					4									
				1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計					
各学に通ずる各科目																												
とて専門科に設けられる各科目																												
総合的な学習の時間																												
総合的な探究の時間																												
単 位 数 合 計																												
特別活動	ホームルームの週時数																											
	指導計画の概要			ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事																								

注 「類型」欄、「学年」欄、「学級数」欄及び「教科・科目等」欄は、
学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

現 行

別紙

新 入 学 生 徒 教 育 課 程

年 度
学 校 名

教育課程編成上の基本的事項	本校又は分校の別	全日制、定時制又は通信制の別	学 科	生 徒 数		
	分校の名称			男	女	計

教科・科目等	類 型		学 年					学 級 数							
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
各学に通ずる教・科目															
主として門科に属する教・科目															
総合的な学習の時間															
単 位 数 合 計															
特別活動	ホームルームの週時数														
	指導計画の概要														
ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事															

注 1 「類型」欄、「学年」欄、「学級数」欄及び「教科・科目等」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。

2 この様式は、2部提出すること。

備考、用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

改 正 案

第2号様式(第5条関係) (平15教委規則10・全改, 平25教委規則7・一部改正)

教育課程実施報告書

年 月 日

山口県教育委員会 様

学校長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第2項の規定により報告します。

記

教育課程実施結果の概況	本校又は分校の別		全日制、定時制又は通信制の別		学 科	生徒数		
	分校の名前					男	女	計
学年	1		2		3		4	
類型	男	女	男	女	男	女	男	女
学級数	男	女	男	女	男	女	男	女
実施単位・時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数
教科・科目等	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数
学に通ずる各科目								
主として専門に就く各科目								
総合的な学習の時間								
総合的な探究の時間								
単 位 数 合 計								
特別活動	ホームルームの実施週時数							
	実施の概要		ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事					
	学校行事 (主要行事名及び実施月日)		儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事			旅行・集団宿泊の行事 勤労生産・奉仕の行事		

- 注 1 「教育課程実施結果の概況」欄は、実施結果の反省点、問題点等を記入すること。
- 2 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。
- 3 「時数」欄は、平均時数を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

現 行

第2号様式（第5条関係）（平15教委規則10・全改、平25教委規則7・一部改正）

教育課程実施報告書

年 月 日

山口県教育委員会 様

学校長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第2項の規定により報告します。

記

教育課程実施結果の概況		本校又は分校の別		全日制、定時制又は通信制の別	学 科	生徒数					
		分校の名義				男	女	計			
学年 類 型	1	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
	2	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
	3	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
	4	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
学級数	1	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
	2	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
	3	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
	4	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
教科・科目等	1	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	
	2	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	
	3	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	
	4	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	単位時数	
各科共通する教科・科目											
主として専攻に附随する教科・科目											
総合的な学習の時間											
単 位 数 合 計											
特別活動	ホームルームの運営週時数										
	実施の概要		ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事								
	学校行事 (主要行事名及び実施月日)		儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事				旅行・集団宿泊的行事 勤労生産・奉仕的行事				

- 注 1 「教育課程実施結果の概況」欄は、実施結果の反省点、問題点等を記入すること。
- 2 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。
- 3 「時数」欄は、平均時数を記入すること。
- 4 この様式は、2部提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

学校教育法及び同法施行規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 学校教育法第 37 条第 1 4 項の改正に伴う改正

第 11 条第 7 項中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

(2) 学校教育法施行規則第 82 条第 3 項の改正に伴う改正

第 15 条第 2 項中「事務をつかさどる」を「事務職員その他の職員が行う事務を総括する」に改める。

(3) 第 19 条第 2 項及び第 3 項中「及び保証人」を削る。

第 20 条第 1 項中「及び保証人」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(4) 学校教育法施行規則第 83 条の改正に伴う改正

別記第 1 号様式中

総合的な学習の時間												
総合的な学習の時間												
総合的な探究の時間												

改め、同様式の「注 3」を削り、同様式の別紙中

総合的な学習の時間												
総合的な学習の時間												
総合的な探究の時間												

改め、同様式の別紙の「注 2」を削り、「同注 1」を「同注」とする。

別記第 2 号様式中

総合的な学習の時間												
総合的な学習の時間												
総合的な探究の時間												

改め、同様式の「注 4」を削る。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 11 条第 7 項、第 15 条第 2 項及び別記第 1 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	平成31年度山口県公立小・中学校及び県立学校職員人事異動方針について	教 職 員 課
2	平成31年度(2019年度)山口県立学校職員(船員)採用候補者選考試験について	教 職 員 課
3	平成31年度山口県公立高等学校入学者選抜実施要領について	高 校 教 育 課
4	平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について	学校安全・体育課

Table 1	
Item 1	Description of Item 1
Item 2	Description of Item 2
Item 3	Description of Item 3
Item 4	Description of Item 4

報告事項 1

平成31年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年（小・中学校採用者は7年）を超える者については、原則として異動を行う。

- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。

- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。

- 4 地域間、小・中・高等学校と総合支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、総合支援学校においては、総合支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

平成31年度（2019年度）山口県立学校職員（船員）採用候補者 選考試験の実施について

教職員課

1 選考職種、採用見込者数及び職務の概要

選考職種	採用見込者数	職務の概要
通信長	1人	山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、通信長業務に従事する。

2 任期

平成31年4月1日～平成32年3月31日（1年間）

ただし、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を更新する場合があります。

3 受験資格

平成31年4月1日以降の乗船が可能な者で、次のア又はイを満たす者

ア 1級海技士（通信）の免許を有する者又は平成31年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

イ 2級海技士（通信）の免許かつ3級海技士（電子通信）以上の免許を有する者又は平成31年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

4 志願書類等の受付期間

平成30年11月12日（月）から11月30日（金）まで

5 試験の期日・場所

(1) 期 日 平成30年12月21日（金）

(2) 場 所 山口県庁14階 教育委員会室

6 試験の内容

口述試験

7 採用候補者名簿登載予定者の発表等

(1) 日 時 平成31年1月25日（金）午前9時

(2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載

(3) 場 所 山口県庁エントランスホール

山口県教育委員会の教職員課のホームページ

平成31年度（2019年度）山口県立学校職員（船員）採用候補者 選考試験の実施について

教 職 員 課

1 選考職種、採用見込者数及び職務の概要

選考職種	採用見込者数	職 務 の 概 要
技師 (司厨員)	1人	山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船 「海友丸」に乗り組み、司厨員業務に従事する。

2 任期

平成31年4月1日～平成32年3月31日（1年間）
ただし、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を更新する場合があります。

3 受験資格

平成31年4月1日以降の乗船が可能な者で、次のア又はイを満たす者
ア 船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第1項に規定する船舶料理士の資格を有する者
イ 調理師法第3条に規定する調理師の免許を有する者

4 志願書類等の受付期間

平成30年11月12日（月）から11月30日（金）まで

5 試験の期日・場所

- (1) 期 日 平成30年12月21日（金）
- (2) 場 所 山口県庁14階 教育委員会室

6 試験の内容

口述試験

7 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日 時 平成31年1月25日（金）午前9時
- (2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載
- (3) 場 所 山口県庁エントランスホール
山口県教育委員会の教職員課のホームページ

平成 3 1 年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者
- イ 平成 3 1 年 3 月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 9 5 条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

- ア 募集は、第一次募集、推薦入学、下関双葉高等学校入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び第二次募集とする。
第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。
- イ 山口県立宇部高等学校、下関西高等学校及び萩高等学校の探究科に属する人文社会科学科と自然科学科は、一括して募集（以下「くくり募集」という。）を行う。

(3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。
なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の 10% に相当する人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2 月 1 2 日（火）から 2 月 1 5 日（金）午前 1 0 時まで
- イ 出願の期間 2 月 2 0 日（水）から 2 月 2 5 日（月）午前 1 0 時まで
- ウ 学力検査 **3 月 7 日（木）**
- エ 選抜結果の発表 3 月 1 5 日（金）午前 1 0 時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2 以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

- ア 実施教科
国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

- イ 配 点
各教科とも 5 0 点とする。

- ウ 検査時間割
右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検 査 時 間
1	国語	9:00～ 9:50 (50分)
	(休 憩)	
2	数学	10:10～11:00 (50分)
	(休 憩)	
3	英語	11:20～12:10 (50分)
	(昼 食)	
4	社会	13:00～13:50 (50分)
	(休 憩)	
5	理科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

- ア 定時制課程において、平成31年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。
イ 特例措置を希望する志願者は、願書とあわせて、定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査

第一次募集において、面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査を実施できる。
学校指定教科検査は、国語、数学及び英語のうち、高等学校長が定める教科を、学力検査当日に実施する。検査問題は、各教科とも15点とし、検査時間は、各高等学校、学科において実施する教科数に応じて、次に示すとおりとする。

[1教科実施の場合] 15:20～15:35 (15分)

[2教科実施の場合] 15:20～16:00 (40分)

[3教科実施の場合] 15:20～16:25 (65分)

検査時間は、1教科15分間とし、教科間に検査問題回収・配付のための時間を10分間設ける。なお、検査教科の順は次のとおりとする。

教科	検査時間
英語	15:20～15:35 (15分)
	検査問題回収・配付 (10分)
数学	15:45～16:00 (15分)
	検査問題回収・配付 (10分)
国語	16:10～16:25 (15分)

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

- ア 推薦入学は、全日制課程において実施する。
イ 推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

実施学科・コース	募集人員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

- ウ 山口県立周防犬島高等学校普通科及び地域創生科について、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の5%に相当する人数以内とする。

(2) 日程

- ア 出願の期間 1月25日(金)から1月30日(水)午前10時まで
イ 面接等の実施日 **2月7日(木)** (2月8日(金)にも行うことが可能)
ウ 選抜結果の通知 2月15日(金)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

- ア 平成31年3月中学校卒業見込みの者
イ 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。
ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は、願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を經由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 下関双葉高等学校特別入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

ア 下関双葉高等学校特別入学者選抜（以下「特別入学者選抜」という。）は、山口県立下関双葉高等学校〔総合学科（昼間部・夜間部）〕において実施する。

イ 募集人員は、昼間部、夜間部とも入学定員の25%に相当する人数とする。

(2) 日 程

ア 出 願 の 期 間 1月25日(金)から1月30日(水)午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月 7日(木)**（2月8日(金)にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月15日(金)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

平成31年3月中学校卒業見込みの者で、次のア～ウの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

ア 当該高等学校総合学科に対する興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であること。

イ 日常生活におけるルールやマナーを守り、他人を思いやることができること。

ウ 次のいずれかの要件を満たしていること。

- ・ 中学校での出席状況・学習状況にかかわらず、当該学校の教育システムの中で、意欲的に学習に取り組みたい者

- ・ 学校内外の諸活動に積極的に取り組んでおり、入学後も継続的に活動したい者

(4) 出 願

ア 志願者は、昼間部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、願書及び志願理由書（山口県立下関双葉高等学校特別入学者選抜用）を、出願の期間中に、中学校長を經由して、当該高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文

特別入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書（山口県立下関双葉高等学校特別入学者選抜用）及び面接、小論文の結果等を資料として、当該高等学校長が行う。

5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

ア 出 願 の 期 間 1月25日(金)から1月30日(水)午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月 7日(木)**（2月8日(金)にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月15日(金)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立久賀中学校，大島中学校，東和中学校及び安下庄中学校のいずれかの中学校を平成31年3月卒業見込みの者で，中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

(4) 出願

志願者は，願書及び活動の記録を，出願の期間中に，(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して，連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において，面接及び小論文を実施する。

(6) 選抜

選抜は，連携中学校長から送付された活動の記録及び面接，小論文の結果等を資料として，連携高等学校長が行う。

6 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校，学科及び第二次募集に係る募集人員等は，3月15日（金）に県教育委員会が発表する。

(2) 日程

ア 出願の期間

全日制課程 3月18日（月）～3月20日（水）午後2時まで

定時制課程 3月18日（月）～3月26日（火）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月22日（金）

定時制課程 3月27日（水）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月25日（月）正午

定時制課程 3月28日（木）正午

(3) 応募資格

平成31年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で，公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお，定時制課程については，学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出願

出願は，第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において，面接を実施する。また，小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選抜

選抜は，第一次募集に準じて行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び平成31年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び平成31年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月1日（金）から2月14日（木）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月4日（月）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月12日（火）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月12日（火）午後3時から3月15日（金）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月12日（火）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月18日（月）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月20日（水）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

報告事項 4

平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国・公・私立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

【山口県公立学校数】 (分校含む)

小学校291校、中学校148校(中等教育学校前期課程1校を含む)、
高等学校61校(中等教育学校後期課程1校を含む)、特別支援学校13校

3 山口県公立学校における生徒指導上の諸課題の現状

	山 口 県		全 国	
	発生数 (増減)	発生率	発生数 (増減)	発生率
暴力行為の 発生件数 (小・中・高・中等)	505件 (+5)	4.0件 (+0.1)	59,615件 (+3,969)	5.1件 (+0.4)
いじめの 認知件数 (小・中・高・中等・特)	3,024件 (+149)	23.4件 (+1.5)	401,594件 (+88,004)	33.9件 (+7.7)
不登校 児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校 318人 (+51)	出現率 4.7人 (+0.8)	34,732人 (+4,560)	5.5人 (+0.8)
	中・中等前期課程 968人 (+55)	28.5人 (+2.5)	104,295人 (+5,351)	33.9人 (+2.5)
	高・中等後期課程 106人 (+4)	4.3人 (+0.2)	37,493人 (+444)	16.8人 (+0.4)
高等学校の 中途退学者数 (高・中等後期課程)	120人 (▲15)	中途退学率 0.47% (▲0.05)	28,929人 (▲602)	1.26% (▲0.01)

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数。

平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(公立学校)

(1) 暴力行為(小・中・高等学校及び中等教育学校)

資料1

※()内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)	
小	公立	164 (+26)	2.4 (+0.4)	27,696 (+5,456)	4.4 (+0.9)
	国公私小計	166 (+27)	2.4 (+0.4)	28,315 (+5,474)	4.4 (+0.9)
中	公立	321 (▲8)	9.4 (0)	27,511 (▲1,397)	8.9 (▲0.3)
	国公私小計	327 (▲13)	9.1 (▲0.1)	28,702 (▲1,446)	8.5 (▲0.3)
高	公立	20 (▲13)	0.8 (▲0.5)	4,408 (▲90)	1.9 (0)
	国公私小計	43 (▲22)	1.1 (▲0.6)	6,308 (▲147)	1.8 (0)
計	公立	505 (+5)	4.0 (+0.1)	59,615 (+3,969)	5.1 (+0.4)
	国公私合計	536 (▲8)	3.8 (0)	63,325 (+3,881)	4.8 (+0.4)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数

○ 本県の状況

(ア) 公立学校における暴力行為の発生件数は、505件(小学校164件、中学校321件、高等学校20件)で、前年度より5件増加した。暴力行為発生率は全国数値を下回っている。

(イ) 暴力行為が発生した公立学校は、全学校の34.8%(小学校22.3%、中学校56.8%、高等学校31.1%)であり、前年度と比べ0.5ポイント増加している。

(ウ) 10件以上発生した学校は、小学校3校(全小学校の1.0%)、中学校4校(全中学校の2.7%)であり、この7校(115件)で全暴力行為の22.8%を占める。[高等学校は0校]

(エ) 形態別は、「生徒間暴力」が323件(小学校93件、中学校217件、高等学校13件)で最も多く、「対教師暴力」112件、「器物損壊」60件、「対人暴力」10件と続く。

(オ) 学年別加害児童生徒数をみると、中学1年生が最も多く114人(23.9%)、次に中学2年生が105人(22.1%)、中学3年生が90人(18.9%)と続き、中学生が全体の64.9%を占めている。[小学生145人(30.5%)、高等生22人(4.6%)]

(2) いじめ(小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校)

資料2

()内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)	
小	公立	2,087 (+199)	30.7 (+3.1)	311,322 (+77,654)	49.2 (+12.5)
	国公私小計	2,113 (+223)	30.7 (+3.4)	317,121 (+79,865)	49.1 (+12.6)
中	公立	816 (▲75)	24.0 (▲1.4)	77,137 (+8,846)	25.1 (+3.4)
	国公私小計	865 (▲82)	24.2 (▲1.4)	80,424 (+9,115)	24.0 (+3.2)
高	公立	108 (+29)	4.2 (+1.1)	11,212 (+1,195)	4.9 (+0.6)
	国公私小計	175 (+52)	4.7 (+1.4)	14,789 (+1,915)	4.3 (+0.6)
特	公立	13 (▲4)	7.4 (▲2.4)	1,923 (+309)	14.1 (+2.2)
	国公私小計	16 (▲3)	8.9 (▲2.1)	2,044 (+340)	14.5 (+2.1)
計	公立	3,024 (+149)	23.4 (+1.5)	401,594 (+88,004)	33.9 (+7.7)
	国公私合計	3,169 (+190)	22.0 (+1.6)	414,378 (+91,235)	30.9 (+7.1)

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数

○ 本県の状況

(7) 公立学校におけるいじめの認知件数は、3,024件（小学校2,087件、中学校816件、高等学校108件、特別支援学校13件）であり、前年度より149件増加した。

(イ) 学年別いじめ認知件数（特別支援学校を含む）は、小学生では、各学年ほぼ同様の認知件数であり、小学生の占める割合は全体の69.0%である。
中学生では、1年生が最も多く409件（13.5%）、次に2年生が277件（9.2%）、3年生が132件（4.4%）であり、中学生の占める割合は全体の27.1%である。
高校生の占める割合は全体の3.9%である。

(ウ) いじめの態様（複数回答）については、全ての校種で「冷やかしかからかい、悪口、脅し文句」が最も多く、小学校1,294件（52.1%）、中学校490件（51.4%）、高等学校78件（56.9%）である。次に小学校では「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が456件（18.4%）、中学校では「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」が97件（10.2%）、高等学校では「仲間はずれ、集団による無視をされる。」が16件（11.7%）と続く。

(3) 不登校

資料3

○ 本県の小・中学校及び中等教育学校前期課程の状況

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)	
小	公立	318 (+51)	4.7 (+0.8)	34,732 (+4,560)	5.5 (+0.8)
	国公私小計	320 (+52)	4.7 (+0.8)	35,032 (+4,584)	5.4 (+0.7)
中	公立	968 (+55)	28.5 (+2.5)	104,295 (+5,351)	33.9 (+2.5)
	国公私小計	998 (+59)	27.9 (+2.5)	108,999 (+5,764)	32.5 (+2.4)
計	公立	1,286 (+106)	12.6 (+1.2)	139,027 (+9,911)	14.8 (+1.2)
	国公私合計	1,318 (+111)	12.6 (+1.2)	144,031 (+10,348)	14.7 (+1.2)

※ 出現率は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数

○ 本県の状況

(7) 公立小・中学校において年30日以上欠席した不登校児童生徒数は、1,286人で、前年度より106人増加した。児童生徒1,000人当たりの出現率は12.6人と全国的に低い水準である。

(イ) 校種別では、小学校318人で前年度より51人増加、中学校968人で55人増加した。出現率は、小学校4.7人、中学校28.5人であり、全国平均（小学校5.5人、中学校33.9人）を下回っている。

(ウ) 学年別不登校児童生徒数をみると、小学校6年生の103人から中学校1年生が244人、中学校2年生が330人と段階的に大幅な増加が見られ、中学校の不登校児童生徒数の割合は全体の75.3%を占める。

(エ) 不登校児童生徒の在籍する学校の割合は、小学校42.1%、中学校77.4%である。

(オ) 指導の結果、年度内に登校できるようになった児童生徒は、小学校26.1%、中学校26.4%である。（小・中合わせて26.4%の児童生徒が復帰）

(カ) 小学校の不登校の要因は、「『無気力』の傾向がある（37.7%）」、「『不安』の傾向がある（34.6%）」で全体の72.3%を占める。「『無気力』の傾向がある」不登校児童のうち、この理由として「家庭に係る状況（66.7%）」、「学業の不振（21.7%）」が多い。また、「『不安』の傾向がある」不登校児童のうち、この理由として「家庭に係る状況（43.6%）」が多い。

(キ) 中学校の不登校の要因は、「『無気力』の傾向がある（33.4%）」、「『不安』の傾向がある（29.1%）」で全体の62.5%を占める。「『無気力』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「家庭に係る状況（45.8%）」、「学業の不振（42.4%）」が多い。また、「『不安』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「いじめを除く友人関係をめぐる問題（32.6%）」が多い。

○ 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況 () 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	不登校生徒数	出現率(人)	不登校生徒数	出現率(人)
公立	106 (+4)	4.3 (+0.2)	37,493 (+444)	16.8 (+0.4)
国公私合計	287 (+25)	8.3 (+0.8)	49,643 (+1,078)	15.1 (+0.5)

※ 出現率は、生徒1,000人当たりの不登校生徒数

- (ア) 公立高等学校における不登校生徒数は106人であり、前年度より4人増加した。
- (イ) 生徒1,000人当たりの出現率は4.3人であり、全国的にも低い水準である。
- (ウ) 不登校の要因は、「『不安』の傾向がある(39.6%)」、「『無気力』の傾向がある(25.5%)」で全体の65.1%を占める。「『不安』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「学校及び家庭に係るものではない(33.3%)」、「学業の不振(31.0%)」、「進路に係る不安(21.4%)」が多い。また、「『無気力』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「家庭に係る状況(33.3%)」、「進路に係る不安(25.9%)」が多い。

(4) 中途退学(高等学校及び中等教育学校後期課程)

資料4

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	中途退学者数	中途退学率(%)	中途退学者数	中途退学率(%)
公立	120 (▲15)	0.47 (▲0.05)	28,929 (▲602)	1.26 (▲0.01)
国公私合計	420 (▲10)	1.12 (▲0.02)	46,802 (▲447)	1.35 (0)

○ 本県の状況

- (ア) 公立高等学校の中途退学者数は120人であり、前年度より15人減少した。
- (イ) 中途退学率は0.47%であり、全国的にも低い水準である。
- (ウ) 中途退学の理由としては、「進路変更」が35.8%で最も多く、次に「学校生活・学業不適應」が28.3%となっている。

(5) 生徒指導上の諸課題の解決に向けた主な取組

ア 心の教育の基盤となる開発的生徒指導の推進

- ・ 児童生徒の夢や希望を育むキャリア教育・進路指導の充実
- ・ 児童生徒の心の成長を支援する「心をひらき、心をみがき、心をつたえあう」教育の一層の推進
- ・ A F P Y等の体験活動を活用したコミュニケーション能力の向上等による望ましい人間関係づくりの推進
- ・ 生徒指導の充実による生活規律や学習規律等の徹底
- ・ 高等学校における、生徒の多様なニーズに対応した特色ある学校づくりの推進
- ・ 中学生を対象とした高等学校の体験入学等実施による学校理解の推進

イ 問題行動や不登校等の未然防止に向けた組織的な取組の充実

- ・ 小中高の異校種間連携による、児童生徒理解に基づいた早期の支援及び継続性のある生徒指導・教育相談の推進
- ・ 個に応じたきめ細かな学習指導の充実
- ・ 児童生徒の適切なインターネット利用対策へ向けた、情報モラル教育の充実及び保護者等への啓発の促進
- ・ 学校適応感調査「Fit」(小・中・高校生版)の積極的活用による児童生徒

理解及び支援の促進

- ・ 「心をつなぐ1・2・3運動」等による、欠席者に関する早期の情報共有・組織的支援の一層の充実
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による専門家を活用した生徒指導・教育相談体制の一層の充実・強化
- ・ 市町教委と連携した、加配教員の配置による学校への支援
- ・ 高等学校中途退学に至った場合の指導資料「新しい進路に向けて」を活用した学び直しや就労へ向けた支援

ウ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり

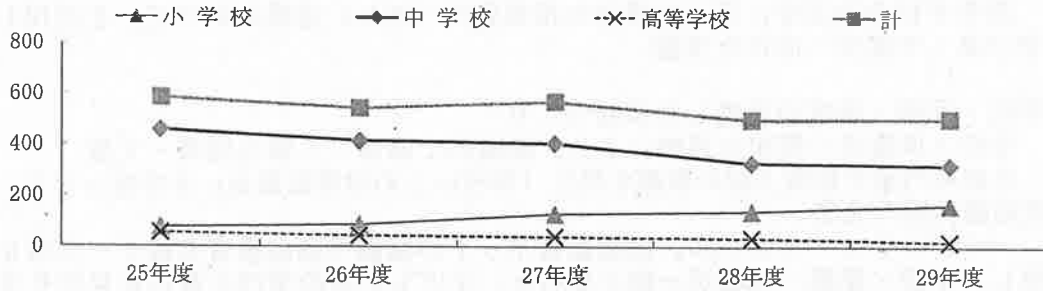
- ・ 学校と保護者の緊密な連携による、組織的で適切・丁寧な指導・支援
- ・ 外部専門家や地域人材の参画を得た「学校いじめ対策委員会」を中核とする、学校組織体制の充実
- ・ コミュニティ・スクール、地域協育ネットの機能や家庭教育支援チーム等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった、子どもたちの学びと育ちを見守り支援する体制づくりの推進
- ・ 警察、児童相談所等の関係機関や少年安全サポーター等専門家との緊密な連携による、課題を抱える児童生徒への立ち直り支援

暴力行為の状況 (H29 山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

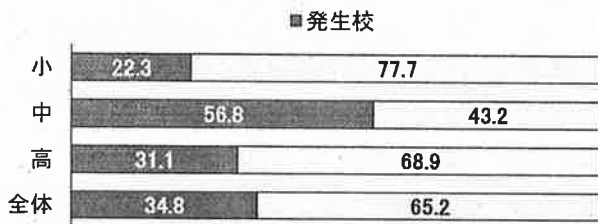
暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」

<発生件数の推移>



区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	75	87	128	138	164
中学校	459	416	405	329	321
高等学校	54	43	38	33	20
計	588	546	571	500	505

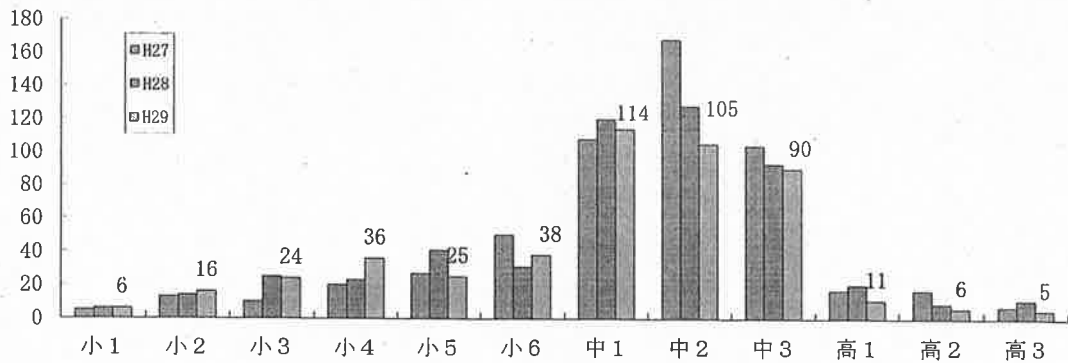
<発生校の比率>



<暴力行為の内訳 (件数)>

	対教師	生徒間	対人	器物	計	発生率 (件)
小	45(+8)	93(+11)	0(▲1)	26(+8)	164(+26)	2.4
中	67(▲10)	217(+7)	9(+2)	28(▲7)	321(▲8)	9.4
高	0(▲5)	13(▲8)	1(0)	6(0)	20(▲13)	0.8
計	112(▲7)	323(+10)	10(+1)	60(+1)	505(+5)	4.0

<学年別加害児童生徒数>



<全国との比較>

()内は前年度との比較

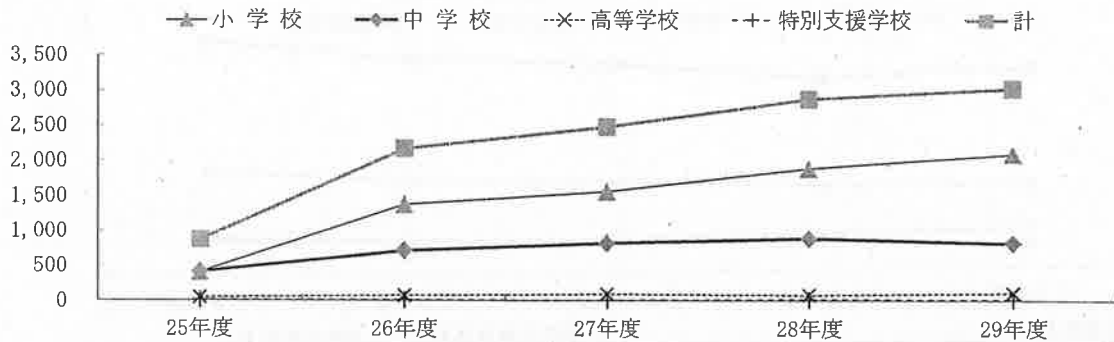
区分	山口県		全国	
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)
公立	505 (+5)	4.0(+0.1)	59,615(+3,969)	5.1(+0.4)

いじめの状況 (H29山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

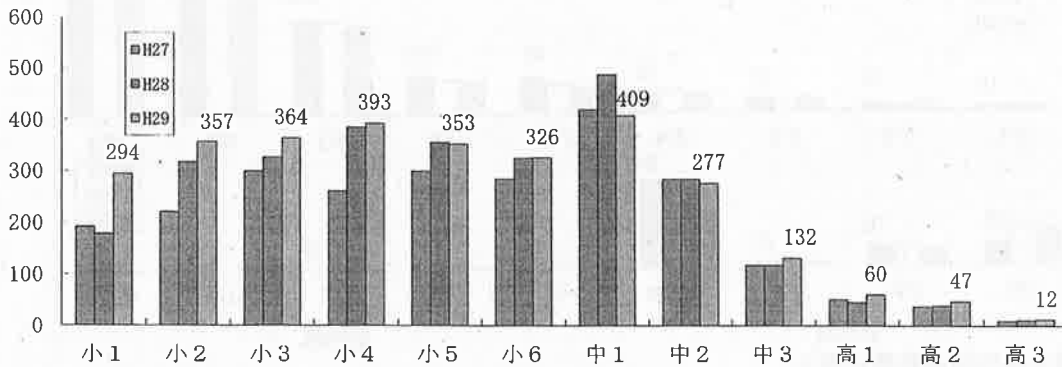
いじめの定義「児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>

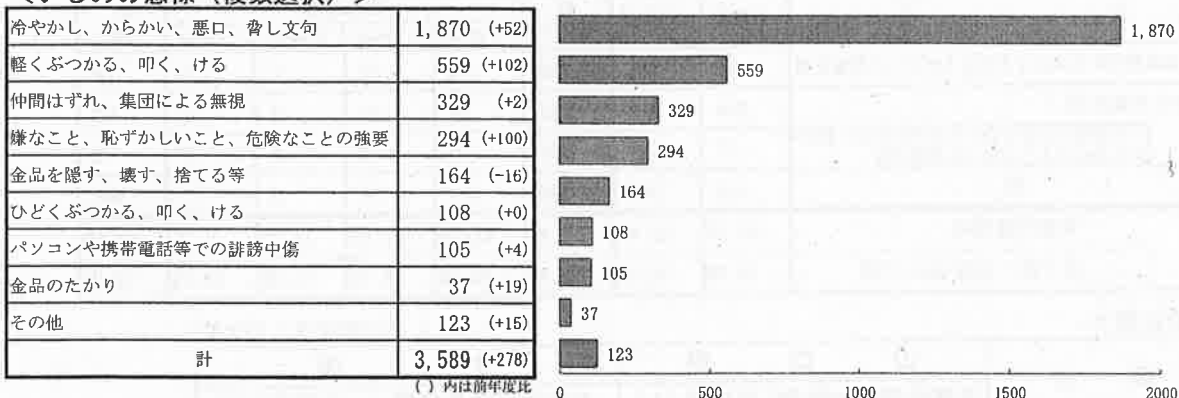


区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	403	1,374	1,559	1,888	2,087
中学校	412	711	821	891	816
高等学校	45	74	93	79	108
特別支援学校	11	11	7	17	13
計	871	2,170	2,480	2,875	3,024

<学年別いじめ認知件数>



<いじめの態様(複数選択)>



<全国との比較>

区分	山口県		全国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)
公立	3,024(+149)	23.4(+1.5)	401,594(+88,004)	33.9(+7.7)

() 内は前年度との比較

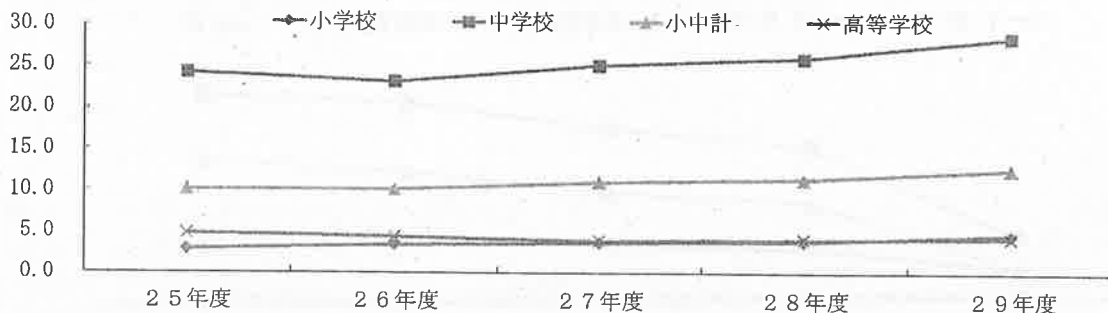
不登校の状況 (H29山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

速報値

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの(病気や経済的な理由によるものを除く)」

<不登校児童生徒割合の推移(1,000人当たりの不登校児童生徒数)>



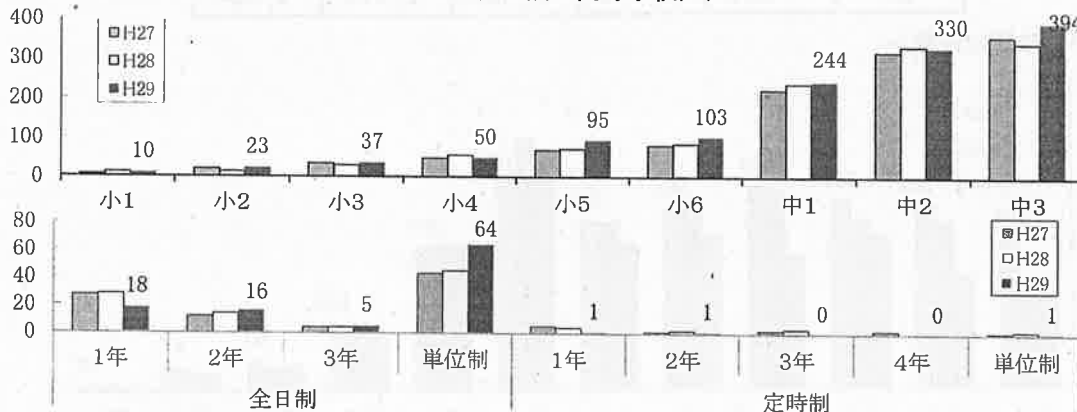
不登校児童生徒数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	209	238	259	267	318
中学校	889	844	901	913	968
小中計	1,098	1,082	1,160	1,180	1,286
高等学校	122	111	97	102	106

不登校児童生徒割合(1,000人当たり)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	2.9	3.4	3.7	3.9	4.7
中学校	24.2	23.1	25.1	26.0	28.5
小中計	10.1	10.1	11.0	11.4	12.6
高等学校	4.8	4.4	3.9	4.1	4.3

<学年別等不登校児童生徒数(上段：小中学校、下段：高等学校)>



<不登校児童生徒の指導結果状況>

区分	小学校	中学校	計(小中)	高等学校				計(高)
				全日制	(うち単位制)	定時制	(うち単位制)	
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	83	256	339	44	33	1	0	45
指導中の児童生徒	235	712	947	59	31	2	1	61
うち登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒	77	258	335	6	3	0	0	6
計	318	968	1,286	103	64	3	1	106
年度内復帰率	26.1%	26.4%	26.4%	42.7%	51.6%	33.3%	0.0%	42.5%
※下段：全国(H29)平均	24.9%	25.5%	25.3%	40.1%	36.0%	31.6%	30.2%	37.0%

<全国との比較>

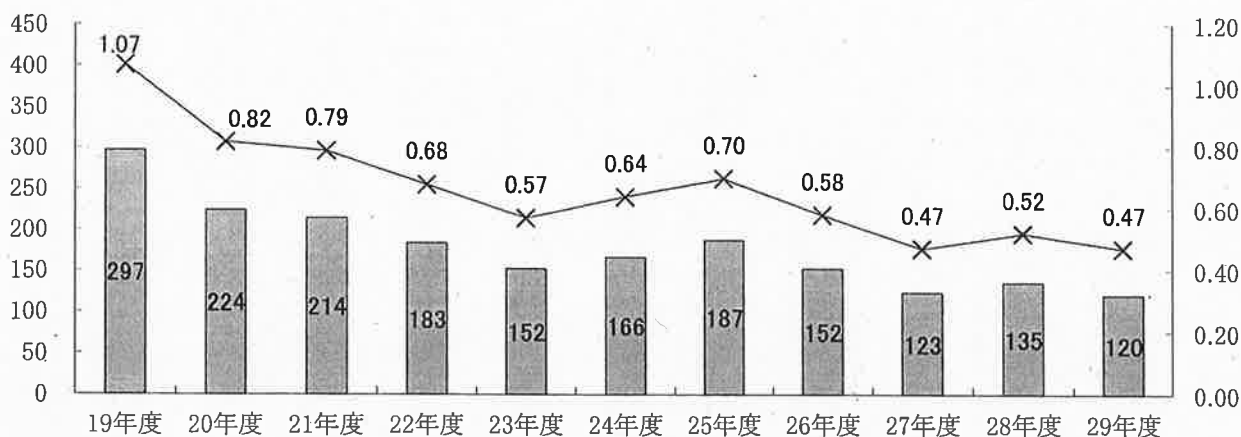
()内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)
公立小	318(+51)	4.7(+0.8)	34,732(+4,560)	5.5(+0.8)
公立中	968(+55)	28.5(+2.5)	104,295(+5,351)	33.9(+2.5)
公立小・中	1,286(+106)	12.6(+1.2)	139,027(+9,911)	14.8(+1.2)
公立高	106(+4)	4.3(+0.2)	37,493(+444)	16.8(+0.4)

中途退学の状況 (H29山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

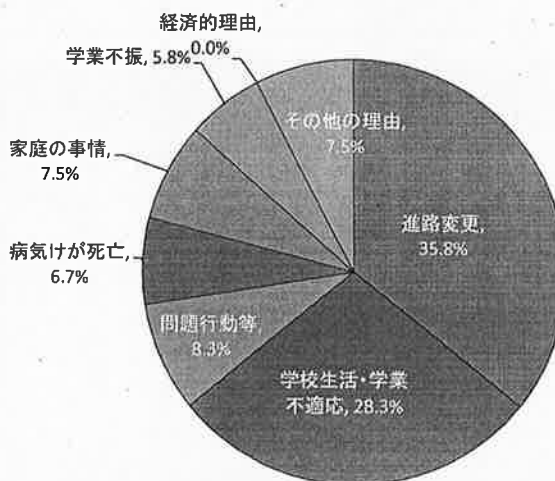
<中途退学者数及び中途退学率の推移>



区分	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公立	中途退学者数 (人)	297	224	214	183	152	166	187	152	123	135	120
	中途退学率 (%)	1.07	0.82	0.79	0.68	0.57	0.64	0.70	0.58	0.47	0.52	0.47

<理由別中途退学者数> () 内は前年度比

理由	人数	率
進路変更	43 (+5)	35.8%
学校生活・学業不適応	34 (▲10)	28.3%
問題行動等	10 (▲4)	8.3%
病気が死亡	8 (▲3)	6.7%
家庭の事情	9 (+3)	7.5%
学業不振	7 (0)	5.8%
経済的理由	0 (▲4)	0.0%
その他の理由	9 (▲2)	7.5%
計	120 (▲15)	-



<全国との比較>

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	中途退学者数	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
公立	120 (▲15)	0.47 (▲0.05)	28,929 (▲602)	1.26 (▲0.01)

2017年7月27日 星期四

2017年7月27日 星期四



日期	数值	百分比
2017/07/27	45	45%
2017/07/28	50	50%
2017/07/29	48	48%
2017/07/30	55	55%
2017/07/31	60	60%
2017/08/01	58	58%
2017/08/02	55	55%
2017/08/03	60	60%
2017/08/04	65	65%
2017/08/05	68	68%
2017/08/06	75	75%



日期	数值	百分比
2017/07/27	45	45%
2017/07/28	50	50%
2017/07/29	48	48%
2017/07/30	55	55%
2017/07/31	60	60%
2017/08/01	58	58%
2017/08/02	55	55%
2017/08/03	60	60%
2017/08/04	65	65%
2017/08/05	68	68%
2017/08/06	75	75%

日期	数值	百分比
2017/07/27	45	45%
2017/07/28	50	50%
2017/07/29	48	48%
2017/07/30	55	55%
2017/07/31	60	60%
2017/08/01	58	58%
2017/08/02	55	55%
2017/08/03	60	60%
2017/08/04	65	65%
2017/08/05	68	68%
2017/08/06	75	75%

協議事項

番号	件名	主管課
1	山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）の素案について	社会教育・文化財課

山口県子ども読書活動推進計画 第4次計画の素案について（概要）

1 計画策定の趣旨

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に基づき、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、今後5年間における施策の方向性や取組を示し、子どもの読書活動をより一層推進するために策定する。また、本計画は、同法第9条第2項に基づき、各市町が子どもの読書活動推進計画を策定する際の基本となる。

2 計画期間

2018年度～2022年度（5年間）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
国	第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(2013・5月策定)					第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(2018・4月策定)				
	山口県教育振興基本計画 2013～2017					山口県教育振興基本計画 2018～2022				
山口県	山口県子ども読書活動推進計画第3次計画 2013～2017					山口県子ども読書活動推進計画第4次計画 2018～2022				

3 第3次計画期間における取組状況

子どもの読書活動の推進における取組の課題

(1) 家庭における課題

- 保護者への意識啓発と家庭における読書の実践
読書の勧めが行われていない家庭：小学生約50%、中学生約60%（2017年）
- 家庭への情報提供

(2) 地域における課題

- 子ども読書活動推進計画の策定・改定等、市町の取組の促進
- 若い世代のボランティア育成やボランティア活動を行うための機会の提供、学校や公立図書館との連携促進等、読書ボランティアの充実
- 中学生・高校生を対象とした読書啓発の充実

(3) 学校における課題

- 学年進行に伴う読書離れに対する、発達の段階ごとの特徴を意識した取組や読書に関心をもつきっかけづくり
- 11学級以下の学校における司書教諭有資格者の配置
配置状況：小学校 42%、中学校 60%、高校 75%（2018年）
- 自主的な読書活動の推進
- 高校における公立図書館との連携
公立図書館と連携している高校の割合：15.7%（2016年）

4 計画の構成

- ◇ 全5章で構成
- ◇ 第4章「子どもの読書活動推進のための方策」の取組を基本方針の3つの柱のもと、再整理
- ◇ 各実施主体について、それぞれの役割を明示

第3次計画 (H25～H29)	第4次計画 (2018～2022)
第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって
第2章 第2次計画期間における取組状況	第2章 第3次計画期間における取組状況
第3章 子どもの読書活動推進に関する基本方針 <ol style="list-style-type: none"> 1 県民総ぐるみによる読書活動の推進 2 読書活動を支える環境の整備 	第3章 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> I 県民総ぐるみによる読書活動の推進 II 子どもの読書活動を支える人材の育成 III 普及啓発活動
第4章 子どもの読書活動推進のための方策 <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭における子どもの読書活動の推進 2 地域における子どもの読書活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立図書館における推進 (2) 児童館や公民館における推進 3 学校等における子どもの読書活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園や保育所等における推進 (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における推進 4 県民総ぐるみで子どもの読書活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 山口県子ども読書支援センターにおける子どもの読書活動の推進 (2) 社会的気運の醸成 	第4章 子どもの読書活動推進のための方策 <ol style="list-style-type: none"> I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 家庭の役割 イ 家庭における子どもの読書活動の推進 2 地域における取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立図書館における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 図書館の役割 イ 図書館における子どもの読書活動の推進 (2) 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブにおける取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブにおける役割 イ 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブにおける子どもの読書活動の推進 3 学校等における取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園や保育所、認定こども園における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 幼稚園や保育所、認定こども園の役割 イ 幼稚園や保育所、認定こども園における子どもの読書活動の推進 (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割 イ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における子どもの読書活動の推進 II 子どもの読書活動を支える人材の育成 III 普及啓発活動 IV 山口県子ども読書支援センターにおける取組 <ol style="list-style-type: none"> 1 山口県子ども読書支援センターの役割 2 山口県子ども読書支援センターの取組
第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項	第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

5 基本方針

「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、次の方針のもと、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進。

I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

- ・ 社会全体での子どもの自主的な読書活動の推進や「やまぐち型地域連携教育」の活用による体制の整備など、家庭、地域、学校が連携・協働した県民総ぐるみによる読書活動を推進する。
- ・ 子どもの発達の段階ごとの特徴に応じた自主的、対話的な読書活動の推進など、発達の段階を意識した読書活動を推進する。
- ・ 子どもが読書に親しむ機会の提供や施設、設備その他の諸条件の整備・充実など、読書活動を支える環境の整備に努める。

II 子どもの読書活動を支える人材の育成

- ・ 子どもの読書活動を支える人材の確保や資質の向上、それらの人々を指導できる専門的な人材の育成に努めるとともに、更なるネットワークの構築を図る。

III 普及啓発活動

- ・ 子どもの読書活動の重要性や効果等について普及啓発に努めるとともに、先駆的、モデル的な取組の情報収集や提供、表彰による奨励等に努める。

6 子どもの読書活動推進のための方策

I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

1 家庭における取組

- 家読（うちどく）の促進、読書活動に資する情報提供、ブックスタート等の取組の普及など、家庭における読書を支援する取組の推進

2 地域における取組

【公立図書館における取組】

- 図書館資料の充実と提供
- 子ども向け行事の開催など読書に親しむ機会の提供
- 図書の団体貸出や出張講座等による、学校や幼稚園、保育所等への支援
- 図書館の運営の状況に関する評価の実施

【児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組】

- 民間読書ボランティア団体等と連携した読み聞かせや、おはなし会などの活動の促進等

3 学校等における取組

【幼稚園や保育所、認定こども園における取組】

- 子どもが本とふれあうきっかけづくりの促進等

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組】

- 発達の段階に応じた自主的、対話的な読書活動や全校読書活動の推進等、読書指導の充実
- 学校図書館の整備・充実
- 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かした、地域人材や民間読書ボランティア団体との連携・協働
- 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

II 子どもの読書活動を支える人材の育成

- 公立図書館における司書の適切な配置と資質の向上
- 司書教諭及び学校司書の配置促進、専門性や資質の向上
- 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上
- 民間読書ボランティア団体のネットワーク化や研修の機会の提供

III 普及啓発活動

- 保護者に対する読書の重要性等の普及啓発
- 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発の促進
- 優れた子ども読書活動の取組に対する表彰

IV 山口県子ども読書支援センターにおける取組

- 家庭や公立図書館、学校関係者、民間読書ボランティア等に対する資料・情報提供の充実
- 研修の実施や講師派遣等による子どもの読書活動を支える人材の育成
- 公立図書館や学校、民間読書ボランティア団体、行政機関等の連携・協働の促進

7 努力目標

努力目標	現状値	目標値
(1) 読書が好きと感じている児童・生徒の割合	小 73.7% 中 75.2% (2017年)	増加させる
(2) 公立図書館における児童書貸出冊数	3,649,516冊 (2017年)	増加させる
(3) 公立図書館における子どもの読書に関する研修会の開催市町数	13市町 (2017年)	18市町
(4) 全校体制の読書活動を行っている学校の割合	小 97.6% 中 87.8% (2015年)	小 100% 中 100%
(5) 読書活動に関するボランティアと連携している学校の割合	小 83.8% 中 31.3% (2016年)	小 100% 中 100%
(6) 授業において学校図書館を活用した県立高等学校・特別支援学校等の割合	—*	100%
(7) 山口県子ども読書支援センター職員 の訪問相談・講師派遣回数	40件 (2013年～2017年の年間 平均回数)	45件 (5年平均)

※参考 「国語科において学校図書館を活用した県立高等学校の割合」 65.4%

8 今後のスケジュール

月	内 容
12月	○文教警察委員会へ素案を報告 ○子ども読書活動推進協議会委員へ素案を報告（文書） ○パブコメ（～1月中旬）
2月	○第3回子ども読書活動推進協議会（パブコメ結果報告、最終案協議） ○教育委員会議で最終案を協議
3月	○文教警察委員会へ最終案を報告 ○子ども読書活動推進協議会委員へ最終案を報告（文書） ○策定・公表

